

令和2年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 令和2年(2020年)11月12日(木)
午後2時00分～午後2時50分
場所 市庁舎本館3階303会議室

1 出席者 高橋会長、鈴木委員、川口委員、彦根委員、椎野委員、高橋委員、牧石委員、高山委員、下島委員、久保田委員、今井委員、綾部委員

以上12名

(欠席者：1名)

事務局：重田健康・こども部長、草山保険年金課長、長島担当長、
坪内主査、鹿島主査、門田主任

以上6名

2 傍聴者 1名

3 開会

過半数の委員が出席しており平塚市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により会議は成立した。

4 議事

次第に従い、順次議題を審議した。

会 長 : 協議会次第にしたがいまして議事を進めます。

議題(1)「令和3年度の税率決定に関する諸課題」を議題といたします。では事務局から説明をお願いします。

事務局 : 令和3年度の税率決定に関する諸課題

資料を確認しながら、令和3年度の税率決定に関する諸課題について説明した。

会 長 : それでは今の議題の(1)「令和3年度の税率決定に関する諸課題」ということで、繰り返しになりますけれど、①税制改正に伴う軽減判定の見直し、②新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険の減免について、③についてが①②と違ってですね、お子さん3人目以降の制度の在り方について、広く皆さんの方からご意見を伺いたいということがございます。

それでは、事務局分けてもいいですか。③は少し置いておいて、税制改正に伴う軽減判定の見直しということで議題(1)の①から始めさせて頂ければと思います。事務局の方から

説明がありまして、税制改正によりまして、先ほどの A4 横のとおり、給与所得、あるいは公的年金で 10 万円の控除が減る、それから基礎控除が 10 万円増えると。10 万円増えるというのは、ちょっと見てきたのですけれど、所得で 2400 万までの方が 48 万円になりますので、大部分の方が 48 万円になるのかなという気がしますけれど、それによって表の現行と改正案がございます。これは、今まで軽減を受けていた方が、税制改正によって収入が同じ場合でも負担増にならないための措置というような、事務局の説明がありました。またフリーランス等の方が、新たにこの枠に入るケースもあるのかということでもよろしいかと思えます。

それでは議題①「税制改正に伴う軽減判定の見直し」につきまして、皆様からご質問・ご意見等があれば賜りたいと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

会 長 : 質問してよいでしょうか。

税制改正はもちろん本市だけの話では無いこととなりますので、現行と改正案については、他市町についてもそのような形で進むということになるのでしょうか。分かる範囲で結構です。よろしくお願いします。

事務局 : この税制改正については、地方税法の改正ですので、本協議会で議論というよりは必ずこうなるという説明でございます。対しまして③の減免については、条例もしくは規則で本市が独自で制定するものになりますので、こちらについては市の独自性がございます。

会 長 : ありがとうございます。では①につきましては、事務局の説明のとおりとさせていただきます。続きまして②です。これもどちらかという①と同じ形なのかなと思えますけど、新型コロナウイルスの影響ということでは、令和 2 年 9 月までで約 3391 万ということになってますけれど、令和 3 年度の影響についても、まだコロナの終息に至っておりませんので、同様の減免が考えられるという事務局からの説明がありました。この説明につきまして、何かご質問やご意見等があればよろしくお願いします。

委 員 : (1) の②の資料において、令和 3 年度への影響ということで国からの交付金の有無による大きな影響が見込まれますというように書いてあるのですが、具体的にはどのような影響なのか、それから影響が出てくるとして (1) の①の場合ももしかしたらそうなのかもしれませんけど、国保税については、どの様な具体的な影響が見込まれるのか、その辺をお話頂ければと思います。

事務局 : まずですね、減免額についてですが、全額を国の方から補てんということになっておりますが、今現在、全額入ってきている状況ではありません。ですので、そのまま減免した額が、実際の収納額に影響して、その額が無くなってしまいうという形になり、減免した分が減収になります。今年減収ということになりますと、来年度税率を決めるにあたって、やはりその部分の収納率が下がってる部分もありますので、来年度以降も下がる見込みが考えら

れます。そうすると収納額をもとに税率の方も計算しておりますので、税率の方がもしかしたら上がるという可能性があります。

委員：今の話はだいたいそのようなことかなと思っていて、平塚市だけの問題ではないし、国民みんなが苦しんでいる時なので多少自分の身を削るというか、国保に加入している人間としては、国保税が上がるということで多少そういうことがあるのかなと思ってはいますが、それでもやっぱり税がアップすることによって、今度また支払えない人達が出てくる。そうすると悪循環に陥るような感じもあるんですけど、その辺の心配はないのでしょうか。

ということと、それからあんまり上がると国保の加入している方は高齢者の方が多いので、お医者さんにかかる率も多いわけですね。そうすると医療費がかさんできて、その辺のバックアップ体制みたいなものが平塚市だけではできないかもしれないですけど、全国的な話にはなるので、そういう話をもっていく筋道みたいなものが無いのかなというところが、加入者としては心配、あるいは期待する所ですけど。

事務局：税額が上がると、なかなか納めて頂くことが難しい方がいらっしゃいます。昨年度からですね、収納体制を整えておまして、収納率も上がっている状況になっております。やはり窓口等でですね、お支払いを頂けない方、お支払いが難しい方に対しましては、丁寧に対応させて頂いて、計画的に納付をして頂くよう取り組みを日々行っておりますので、例え上がってしまったとしても、お支払い頂けるような体制を整えながら、日々取り組んでいきたいと考えています。

事務局：高齢者が多くて今後悪循環するのではないかとということなんですけれど、こちらについては、今回説明してない分野の話になってしまうのですが、実はコロナの影響は、税だけではなくて、医療給付の方にも結構影響がございます。特に今年の5月については、前年比でいうと約15%ぐらい医療費が下がっているということを聞いているので、一時的には医療費が下がっている形になるのですが、これが2つのことが考えられまして、1つは無駄な通院があったのでそれが減るので、医療費が下がったのだろうという考え方と、軽度のうちに通院をしていなかったために重症化してしまい、さらに医療費がかさむだろうという見方がございます。こちら両方の見方が拮抗してしまっていて、どちらともいえない状況で、来年の医療費については、ほぼほぼ前々年度並み、元年度で考えていこうという流れになりつつあります。そうしますと、その元年度の数字と、それまでの伸びを掛けた形で増やしていく形になってくるのですが、大きく増えてしまった場合については、令和3年度以降その分が増えることによって、4年度・5年度の保険税に影響してくるという可能性はございます。逆に医療費が下がってくれば、税率は医療費も元に算出しているものですから、下がっていくこととなります。どちらとも考えられることなので、判断は難しいかと思えます。

それからもう1点の交付金の関係で補足しますが、令和3年度については、国の方は減免を全額補てんしますという形でできているのですが、令和4年度については、その方針が一切

示されておりません。財源的に苦しくなった場合、全額補てんではなく、2割ぐらいは市町村、もしくは県で負担して下さいというようになる可能性も十分に考えられます。そうしますと、国の補てんしなかった分の税については、保険税で分割していく形しかないと思っています。

会 長 : ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

委 員 : この制度を知らなかったのですが、国民健康保険の加入者には、一定程度収入が下がった方には免除するという案内はいつているのでしょうか。周知の仕方を教えてください。

事務局 : こちらのほうはですね、今年の6月に当初の納入通知書をお出しした時に、色々パンフレット等が入っていたと思うのですが、そちらのパンフレットの1番最初の所に、コロナウイルスによる減免制度がありますということでお知らせをしています。この減免対象者の詳しい説明につきましては、かなり長くなってしまいますので、その部分についてはホームページの方で出しております、当初納通の時も、ホームページをご覧くださいという形で通知させて頂きました。

会 長 : 他にはいかがでしょうか。

それでは議題(1)の③に進みたいと思います。③につきましては、先ほど事務局より説明がありました。多子世帯・子育て世帯への減免措置ということで、県内では大井町、中井町があります。全国でも例があります。国の動向としては、現在結論が出ていません。本市に仮に3人目以降のお子さんの均等割額を全額免除した場合、令和2年度の数値で計算すると減免額は、表の一番下にありましており1964万円あたりになります。世帯とすると403世帯ということになります。課題としましては、一番下のとおりなんですけど、他の健康保険の加入者や国保に加入しているお子さんが1人・2人のご世帯とのバランスですとか、1964万円の負担財源の課題、国保標準システムということで、国が対応すべきものだという課題、これらの課題の状況がありまして、ほぼほぼ県内の自治体も国の動向ですとか、他自治体の取組を注視している状況でございます。

③につきまして、事務局の話がありましており、第3子以降の減免についての協議会委員の皆様のお考え、ご意見等があれば頂きたいということです。この協議会の中で意見をまとめるということではないですよ。

事務局 : はい。

会 長 : 自由意見といいいますか、決をとるということではございません。仮に多子世帯や子育て世帯の第3子以降の減免をした場合、これらの数値、金額等を踏まえまして、皆様のご意見をちょうだいできればと思います。よろしくお願いします。

会 長 : 今の所は、まだ来年度に向けての話なので、大井町、中井町、全国もありますけれども、第3子以降を減免しようと表明しているのは、それほど多くもない状況なのですか。他市の状況を分かる範囲で構いません。

事務局 : 今の所、この2町だけです。来年度については、新型コロナの影響が大きいものですから、基本的には前年と変えないように、できるだけ税に大きな影響を与えないようにということですので、新規事業などを基本的にあまりやらない所が多くなっております。

前の①だけでも4500万円の計算です。②のコロナ影響も将来的には国保税を巻き込みますので、あわせて9000万円ほど税が増える可能性がある年に、あえて2000万円上乘せするかという所になりますと、やはり平塚市が慎重に考えているように、他市も同じように慎重になっていると思います。

委 員 : このやっている市町村がこの制度を立ち上げた理由というのが、人口減によって多くの人に町・市に来てもらって人口を増やして、市の税収を増やそうという目的があるのだと思うんです。実際、成果があがってるんでしょうか。分かる範囲で結構ですので教えてください。

事務局 : 具体的にどの町でというのは無いのですが、均等割減免が契機になって、人口が増になったとか、被保数が増になったというのは、ほぼほぼ聞いたことがございません。というのは子どもが生まれても、中井町の例なのですが、15人ぐらいなのですが、それ以上にどんどん高齢の方が抜けたり、社会保険の方に入られる方が傾向的にございますので、その町の人口についても増える要因について直接的にどこまでなっているかということなどは確認できてない状況です。

ただ、大井町・中井町についても元年度の頃の話となっています。今みたいな状況ではない時の話で考えています。子育てをどれだけやりましょうかという自治体間競争みたいなものがありましたので、国保で出来ることはここだということで、全国でそういう取り組みが早い自治体がいくつか手をあげていったということです。成果としては、ほぼ上がってないと考えております。

会 長 : ありがとうございます。他にいかがでしょう。

委 員 : この制度の本当の目的は何なのかということについて考える必要があるのではないかと考えておまして、今の質疑の中で子育てしやすいと打ち出して、子育て支援でうまくいけば住民の方を呼び込めるということがあったと思うのですが、ただそれも国保の制度の中でやるのかという問題もあるんじゃないかなと私は思ってます。課題の①にも書いてありますけれども、他の健康保険の加入者とか、国保に加入している人たちのバランスというものもあると思います。国保の税を決めるシステムにも影響を及ぼすと思います。それからここに書かれている中井町・大井町の実績を見ると、とにかく桁が違いすぎる感じがあります。中

井町の42万円のもの、平塚市の1900万の数字をみると比較の対象ではないような気もするんですね。なので、どういう目的かなと考える必要があるということと、もしその国保の税を何とかして下げたいということであれば、具体的な支援は思いつかないですけども、工夫が必要ではないのかなという感じがします。

ですので、コロナの影響があるので、先送りになるということはどうかなという感じを持ちました。

事務局：今委員がおっしゃった通り、子育て、あるいは子どもをどう多くするかは全庁的な話になりまして、子どもの子育ての関係で色々な課が取り組んでいきますよというトータルな話にはなっております。本来は平塚市でいうと健康課ですとか、保育課ですとか、そのような所の取り組みが主でしたが、あと手をつけられるのは国民健康保険の均等割ではないかという所が出てきて、割と遅れてきた子育て対策という形になっております。そういう形になっておりますので、まだ積極的にやってる所が少ないと思います。他の子育て施策が十分であればいいのではないかという考えです。

もう1点についての、国保の子育て世帯だけが税が免除されていいのか。また財源の考え方とすれば、税で免除するか、市の税金から持ってくるかという形になります。法定外繰入金というものがあるのですが、これについても、国保の子育て世帯だけのために、市民全員が負担するという点では、なかなか了解が得にくいとは思っております。そういう意味で財源については、他市でもそういう例がほとんどですので、おそらく国保税で進んでいくのではないかと考えてます。となると、あえてこの難しい予算の年にやる必要が無いのかという形です。意見を頂きましたので、参考にさせて頂ければと思います。

会長：ありがとうございます。

先ほど申し上げたように、ここで考えをまとめるという話ではございませんので、皆様のご意見を頂ければという場ですので、よろしくどうぞお願いいたします。

会長：それではよろしいでしょうか。色々なご意見をちょうだいしまして、ありがとうございます。事務局には委員さんからの意見として参考にして頂ければと思います。

それでは、議題①の諸課題については、終わらせて頂きます。

次に議題の(2)令和3年度(仮)納付金・国保標準税率を議題とします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局：令和3年度(仮)納付金・国保標準税率

現段階では、仮係数が示されなかったため、令和3年度(仮)納付金・国保標準税率の今後の見通しについて説明した。

会長：はい、ありがとうございました。それでは令和3年度(仮)納付金・国保標準税率につきまして事務局からの説明がございました。これにつきまして、何か分からない点がござい

ましたらご質問よろしくお願ひします。

委員：（質問、意見なし）

会長：よろしいでしょうか。これにつきましては、事務局の説明のとおり後日送付ということになろうかと思ひますので、その資料をご検討頂ければと思ひます。

議題の方（１）（２）とも終了させて頂きますが、通しましてこれまでのことでご意見等ございましたらよろしくお願ひします。

委員：（その他、質問、意見なし）

会長：それでは無いようでございますので、議事にかかる事項を終了させて頂きます。委員の皆様につきましては、円滑な議事進行をご協力頂きまして本当にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

事務局：ありがとうございました。次回の第３回の予定ですが、１月１４日の木曜日午後２時からこちらの３０３会議室で開く予定とさせて頂いております。案件につきましては、今日ご説明しましたとおり、国民健康保険税条例の一部改正案について諮問をさせて頂きますとともに、令和３年度の平塚市国民健康保険事業特別会計予算案の概要と事業の説明をさせて頂きたいと思ひます。コロナの時期ではあるのですが、税率について答申をして頂く必要があるため、前回書面会議の開催についての取り扱いを決めさせて頂きましたが、できる限り書面会議は事務局では避けたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

それではこれを持ちまして、令和２年度第２回平塚市国民健康保険運営協議会を終了させて頂きます。長時間にわたりありがとうございました。

５ 閉会

令和２年度第２回平塚市国民健康保険運営協議会を閉会した。